

提 言

情報技術の進歩が労働法にもたらすもの

■
村中 孝史

労働法の文脈においても情報の開示や使用等をめぐり労使の利害が衝突することは珍しくなく、従前からそれらに関する裁判例の蓄積や立法が見られる。したがって、この問題は古くからの問題ということになるが、また、新しい問題でもある。

情報技術の進歩とそれによる経済・社会や私たちの意識の変化により、これらの問題をめぐる状況、したがって労使の利害状況も、急速かつ大幅に変化している。立法にせよ、判例にせよ、法は基本的に社会の変化を後追いする性質のものであるが、後追いが遅れれば、それだけ保護されるべき利益が放置されることになる。言うまでもないが、法に携わる者は、常に技術の進歩やそれに伴う経済・社会、また意識の変化を観察し、その意味を理解したうえで、不斷にルールの見直しを図らねばならない。

ところで、情報と労働法との関係を巨視的に観察するならば、近時における情報技術の進歩とそれによる経済・社会の変化は、現行労働法のスキーム自体に疑問を投げかけるものでもある。労働法は、資本主義ないしは自由主義経済秩序の下で不可避的に劣位におかれる労働者の地位を向上させることを目的としている。これを別角度から言うと、労働法は、自由主義経済秩序の下で「公正」な富の分配を行うための重要な手段の一つということになる。自由主義経済秩序を維持するには、このような富の分配への介入はどうしても必要になる。問題は、情報技術の進歩が労働市場に大きな変化をもたらし、その結果、労働法がその機能を弱めている、という点にある。

労働法が生まれた当時の基本スキームは、労働組合が労働市場に影響力を行使することで労働条件の維持・改善を図るというものであった。このスキームは、熟練や資格等で裏打ちされた閉鎖的

な労働市場においてはよく機能する。わが国の現行労働法はこのスキームを基本とするが（憲法28条）、情報技術の進歩は、このスキームがよく機能する労働市場の縮小や流動化を促進する。その結果、本来補完的なスキームであったはずの個別の労働関係法への依存が止まらない（憲法27条）。また、情報技術の進歩には、労働法の適用を受けずに「働く」者を増加させるという一面もあり、これらの者には補完的スキームさえ機能しない。

「公正」な富の分配は社会秩序維持の観点からも重要な課題であり、基本スキームが機能しないのであれば、補完スキームに頼るのは自然なことである。しかし、それは、労働条件の決定が私たちの手から国の手に移ることであり、民主主義の基盤が脆弱なわが国において、私たちの主体性をますます弱めるのではないかと心配になる。

情報技術の進歩により、私たちは従前と比較にならないほど膨大な情報に触れ、瞬時にそれを処理して利用することができる。自らのことを自ら決定するための条件は、従前以上に整っている。また、ネットワークの発達は、従前とは異なる人のつながりを生み出している。このような状況は、新たな自治や自律の可能性を開くものであろう。私たちは、その可能性に関し、「労働組合」や「労働者」といった既存の概念にしがみつくことなく、柔軟かつ真剣に検討する必要があるようと思う。富の分配が「公正」に行われるためにも、また、わが国において民主主義が健全に発展するためにも、労働の世界で私たちの主体性が發揮されるスキームを構築することは重要だからである。

（むらなか・たかし 同志社大学法科大学院特別客員教授）